

第5次

青木村男女共同参画計画

～自分らしく生きていく～

いつでも、だれもが、認め合い個性輝く村





男女共同参画社会の定義（男女共同参画社会基本法第2条）



男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会。

ごあいさつ



青木村では、男女共同参画社会の実現に向けて、令和2年度から令和6年度を計画期間として、「第4次青木村男女共同参画計画」を策定し、計画に沿って施策を進めてまいりました。また、令和6年度においては男女共同参画に関する村民意識調査を実施し、その結果等から今後に向けて、より時代に沿った施策を推進するため、改めて令和7年度から令和11年度までを計画期間として今般、「第5次青木村男女共同参画計画」の策定へと至りました。

これまでの取組を踏まえ、村民の皆様の男女共同参画に対する意識については、理解が深まってきていることを実感する一方で、性別で役割を分けてしまったり、あらゆる場面での方針決定の過程に女性の参画が不足していたりと、積み重ねられてきた固定的な性別役割分担意識や思い込みが根強く残っている点是否めません。

これら課題に対し、行政はもとより村民・事業者・地域で一体となり、それぞれの立場から解消に向け努めていく必要があります。

少子高齢化著しい現代にあって、国際化の急速な進展やSNS等の日常生活への普及、多様性の観点の浸透など、昨今の社会状況やライフスタイルの変化は目まぐるしいものであり、これらに対応しつつ、今日に至るまで培ってきた男女共同参画の視点を継承し、青木村の実情に合わせた計画としています。

村民一人ひとりが性別や年齢といった違いを認め合い、固定化した意識にとらわれず、それぞれが自分らしく活躍していける村づくりを目指し進めてまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議いただきました青木村男女共同参画計画策定委員会の委員並びに関係各位の皆様、村民意識調査にご協力の上貴重なご意見やご提言をいただきました村民の皆様に対し、心から感謝を申し上げます。

令和7年（2025年）3月

青木村長 北村 政夫

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	3
2 基本理念	3
3 計画の性格と位置付け	4
4 基本目標	4
5 計画策定の経過	4 ~ 5
6 計画期間	5
7 施策体系	6

第2章 基本目標と施策の方向

基本方針1 男女共同参画の意識づくり	7
重点施策 1 男女共同参画の視点に立った慣行の見直しと意識改革・理解の促進	
重点施策 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	
重点施策 3 国際社会を構成する一員としての協調と多様性理解	
基本方針2 男女が共に活躍できる社会づくり	17
重点施策 4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	
重点施策 5 多様な働き方とワーク・ライフ・バランスの推進	
基本方針3 安心・安全な社会づくり	22
重点施策 6 男女共同参画の視点から備える防災対策	
重点施策 7 あらゆる暴力の根絶	
重点施策 8 生涯を通じた男女の健康支援・安心して暮らせる環境づくり	

計画の推進のために	29
-----------------	----

長野県における、もしもの相談窓口	30
------------------------	----

第5次青木村男女共同参画計画策定委員名簿	31
----------------------------	----

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会は、だれもが男性・女性といった性別の持つイメージにとらわれることなく、一人ひとりの人権を尊重し共に社会の一員として責任も分かちあいながら、個人の持つ個性や能力を発揮し、自分らしく伸びやかに生きることのできる社会のことです。

これまで、国及び県は、それぞれ計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきており、こうした取組により企業や地域、審議会や行政といった場において女性割合が増加する、女性が責任ある立場を務める等、女性の活躍は徐々に進んできています。また「働き方改革」にみられる社会や職場の理解が進み、男女ともに労働と家庭等の調和を取りやすい環境が整備されてきています。その一方で、家庭やその他あらゆる場面で、依然として性別による固定的な役割分担意識は根強く残っており、男女ともに生きづらさが払拭されたとはいえず、十分に対等な環境と判断するには未だ多くの課題を抱えているのが現状です。

青木村においては、平成15年（2003年）に策定した「第1次青木村男女共同参画計画」策定から令和2年（2020年）に策定した第4次計画まで、4回に渡る計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してまいりました。

令和7年3月で第4次計画期間が終了することから、新たな課題に対応するため、誰一人取り残さない社会の実現を目指した「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を取り入れ、昨今の社会状況やライフスタイルの変化に対応すべく今般、「第5次青木村男女共同参画計画」を策定するものです。

2 基本理念

長野県男女共同参画社会づくり条例第3条から第8条までには、男女共同参画社会づくりのために、県民、事業者、県が共有すべき基本的な考え方としての6項目が明記されており、本計画においても基本理念に位置づけられるものとします。

- ① 男女の人権の尊重
- ② 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- ③ 社会における制度又は慣行についての配慮
- ④ 政策等の立案及び決定への共同参画
- ⑤ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑥ 国際社会の動向を踏まえた取組

3 計画の性格と位置付け

- (1) 本計画は第6次青木村長期振興計画ならびに、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定及び長野県男女共同参画社会づくり条例に基づき長野県が策定した第5次長野県男女共同参画計画と整合性を図っています。
- (2) 村民、事業者、村それぞれが相互に連携しながら、村が直接行う取組にとどまらず自ら考え、希望する働き方や暮らし方を選択できる男女共同参画社会の推進のため、積極的に行動するための指針となる計画です。
- (3) 女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）に基づく女性活躍推進計画として位置づけられる計画です。
- (4) 男女平等社会の実現に向け、施策の基本内容を明らかにし、それらを総合的、体系的に推進するための計画です。
- (5) 計画の策定にあたり村民意識調査の実施、第5次青木村男女共同参画計画策定委員会による審議等により、村民の意識や意見を反映した計画としています。

4 基本目標

**～自分らしく生きていく～
いつでも、だれもが、認め合い個性輝く村へ**

村民一人ひとりが性別や年齢といった違いを認め合い、固定化した意識にとらわれず、それぞれが自分らしく活躍していける村づくりを促進していくため、この基本目標を掲げます。

5 計画策定の経過

本村では、平成15年度に「第1次青木村男女共同参画計画(ともに輝いて生きる)」を策定し、男女共同参画社会形成のために、個人の人権を尊重し、男女がお互いの性を認め合いながら性別にとらわれることなく平等に社会のあらゆる分野に参画していく村づくりを目指しました。

以降、平成20年度に「第2次青木村男女共同参画計画(男女によって制約されることなく、よりのびやかに暮らせる青木村をめざして)」の策定、平成27年度に「第3次青木村男女共同参画計画(ひとりひとりが幸せな社会のために)」を策定し、令和2年度には村民誰もが性別によって制約されることなく、個性と能力を十分に発揮できる村づくりに取り組むため「第4次青木村男女共同参画計画(あなたも私も希望あふれる未来のために)」を策定してきました。また、これまでの取組の成果を確認するため、令和6年度に男女共同参画に関する村民意識調査を実施しました。村内にお住いの18歳以上の方の中から無作為に選定した250名を対象に実施し、119名の方の回答をいただきました(回答率47.6%)。

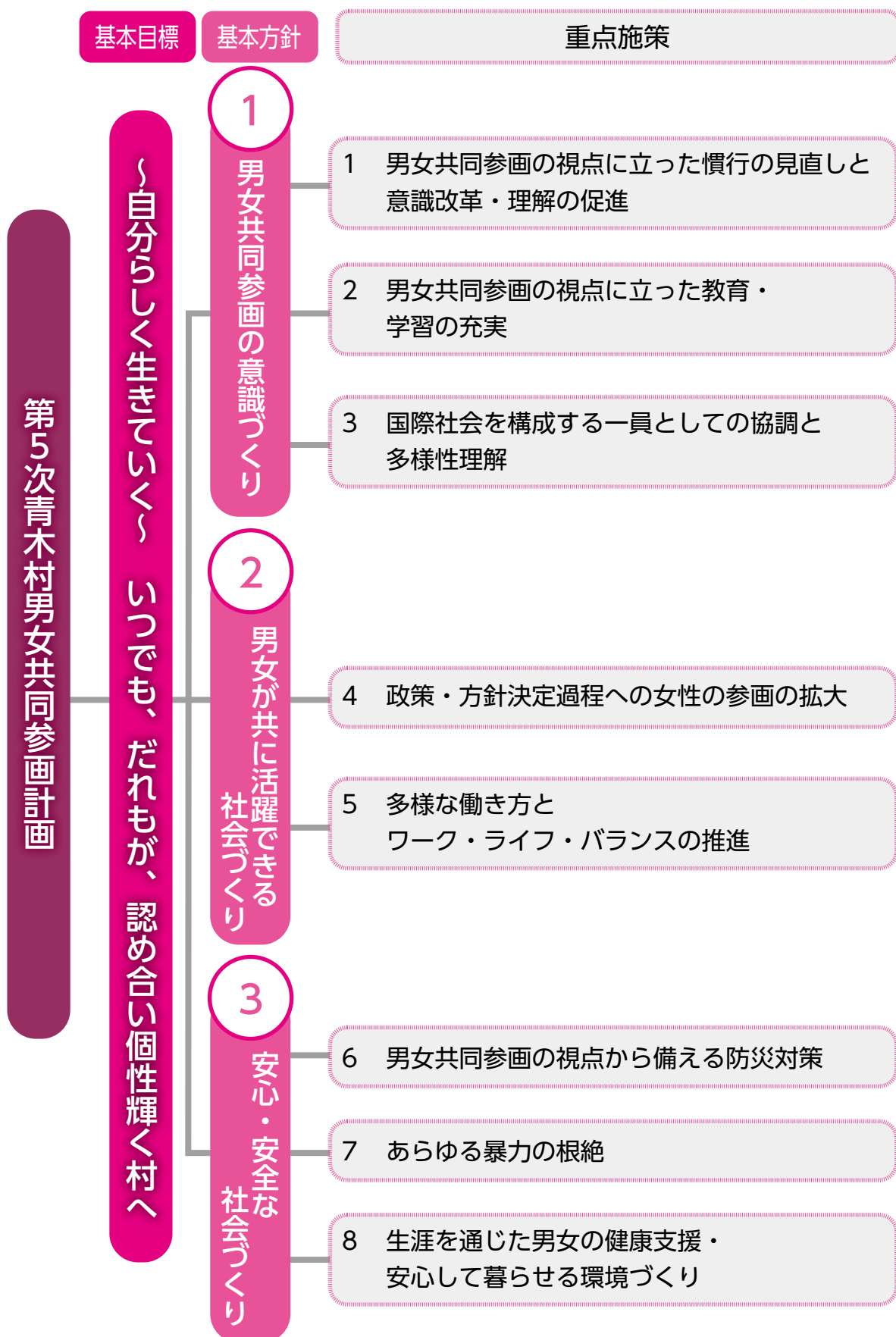
調査の結果から課題を検証したところ、男女共同参画に対する理解は深まりつつある反面、依然として男性優位と感じる人が男女共に多い状況がみられました。

こうした状況を踏まえ、令和7年度には、引き続き固定的性別役割分担意識の解消、それぞれが個人として尊重され、ともに活躍できるよう「第6次青木村長期振興計画後期計画」に基づき、県の「第5次長野県男女共同参画計画」を踏まえ「第5次青木村男女共同参画計画 ～自分らしく生きていく～ いつでも、だれもが、認め合い個性輝く村へ」を策定するものです。

6 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度を初年度とし、令和11年度を目標年度とする5年間です。なお社会情勢の変化や進捗状況等により、計画の見直しを行うなど柔軟に対応しながら計画を実施します。

7 施策体系



第2章

基本目標と施策の方向

基本方針1 男女共同参画の意識づくり

重点施策1

男女共同参画の視点に立った慣行の見直しと意識改革・理解の促進

◆現状・課題と基本的方向

- 令和6年度 男女共同参画に関する村民意識調査結果（以下、村民意識調査）によると、「男女の地位の平等」に関しては、「家庭生活」「職場」「学校教育」の場において「男女平等である」との回答が男女ともに最多であり、特に前回（令和元年度）の同調査では「家庭生活」「職場」で「どちらかといえば男性が優遇されている」が最多であった結果を鑑みると、村民の意識が変化してきていることがうかがえます。
- 一方で、「地域社会」「社会通念」「政治・経済活動」及び「社会全体」の回答では、前回の同調査から引き続き「どちらかといえば男性が優遇されている」が最多であり、家庭や職場、学校以外の社会の場においては、依然として男性が優遇されていると捉えられている状況がうかがえます。ただし、内閣府の「男女共同参画社会に関する世論調査（令和4年11月調査）」による、「社会全体」の場として「男性が優遇されている」との回答78.8%と比較すると、青木村では59.6%と20%程低い比率になっています。
- 今後の意識調査においては、あらゆる場面で「男女平等である」の回答が50%以上となるよう、取り組んでいくことが求められます。

【参考データ】 令和6年度 男女共同参画に関する村民意識調査より

●男女の地位の平等について、各分野において考えに最も近いものはどれですか。

(単位：％)

	回答者区分	男性が優遇されている	どちらかといえば男性が優遇されている	男女平等である	どちらかといえば女性が優遇されている	女性が優遇されている	わからない	無回答
①家庭生活の中で	全体	5.9	27.7	43.7	7.6	4.2	7.6	3.3
	女性	3.3	30.0	40.0	10.0	3.3	8.4	5.0
	男性	9.4	26.4	47.1	5.7	5.7	5.7	0.0
②職場の中で	全体	10.1	25.2	40.3	4.2	3.4	13.4	3.4
	女性	15.0	26.7	36.6	1.7	1.7	13.3	5.0
	男性	5.7	26.4	43.4	7.5	3.8	13.2	0.0
③学校教育の場で	全体	1.7	6.7	50.4	2.5	1.7	35.3	1.7
	女性	1.7	8.3	45.0	1.7	0.0	41.6	1.7
	男性	1.9	5.6	58.5	3.8	1.9	28.3	0.0
④地域社会 (自治会など) の中で	全体	12.7	37.0	20.2	6.7	0.8	21.8	0.8
	女性	11.7	45.0	15.0	3.3	1.7	23.3	0.0
	男性	13.2	30.2	24.5	11.3	0.0	20.8	0.0
⑤社会通念・慣習・しきたりで	全体	16.0	50.5	12.6	0.8	0.0	19.3	0.8
	女性	21.7	50.0	5.0	0.0	0.0	23.3	0.0
	男性	9.4	52.8	18.9	1.9	0.0	17.0	0.0
⑥法律や制度の面で	全体	10.1	30.3	31.9	4.2	2.5	18.5	2.5
	女性	15.0	35.0	20.0	1.7	1.7	23.3	3.3
	男性	3.8	26.4	43.4	7.5	3.8	15.1	0.0
⑦政治・経済活動の場で	全体	19.3	43.7	16.0	0.8	0.0	18.5	1.7
	女性	25.0	46.6	6.7	0.0	0.0	21.7	0.0
	男性	13.2	43.4	24.5	1.9	0.0	15.1	1.9
⑧社会全体として	全体	9.2	50.4	16.0	3.4	0.8	18.5	1.7
	女性	5.0	65.0	6.7	0.0	1.6	21.7	0.0
	男性	13.2	39.6	20.8	7.5	0.0	17.0	1.9

ピンクマス 前回最も比率が高かった枠

赤文字 今回最も比率が高かった枠

* 「全体」欄は性別無回答者含む

- 「男女の役割分担意識」に関しては、全体的に前回の調査と、最多の回答がどれも同じ結果となりました。うち、「男性は仕事、女性は家庭を中心にするほうがよい」という問いについて、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合が男性 28.2%、女性 16.7% であり、男性は前回の 43.2% からは大きく減少していることから、男性の性別的役割分担意識が変わりつつある状況がうかがえます。
- 一方「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」の割合は、女性 75.0%、男性 68.0% となり、男女とも性別役割分担意識を持っていない割合が全体の三分の二以上となりました。

【参考データ】令和6年度 男女共同参画に関する村民意識調査より

●男女の役割分担意識について、各項目において考えに最も近いものはどれですか。

(単位：%)

	回答者区分	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	わからない	無回答
①男性は仕事、女性は家庭を中心にするほうがよい	全体	1.7	19.3	18.5	53.8	5.9	0.8
	女性	1.7	15.0	18.3	56.7	8.3	0.0
	男性	1.8	26.4	20.8	47.2	3.8	0.0
②男性も女性と平等に家事・育児・介護をするほうがよい	全体	42.0	38.7	7.6	4.2	6.7	0.8
	女性	46.7	41.7	3.3	3.3	5.0	0.0
	男性	37.7	35.9	13.2	3.8	9.4	0.0
③男女ともに仕事をし、家事・育児・介護は、主に女性が分担するほうがよい	全体	0.0	13.4	18.5	59.7	6.7	1.7
	女性	0.0	10.0	21.7	63.3	3.3	1.7
	男性	0.0	18.9	17.0	52.8	11.3	0.0
④男女ともに仕事をし、家事・育児・介護は、主に男性が分担するほうがよい	全体	0.8	3.4	25.2	60.5	8.4	1.7
	女性	0.0	5.0	18.3	71.7	3.3	1.7
	男性	1.9	1.9	35.8	45.3	15.1	0.0

ピンクマス 前回最も比率が高かった枠(前回は「全体」行の掲載なし)

赤文字 今回最も比率が高かった枠

* 「全体」欄は性別無回答者含む

- 「家事に費やす時間」に関しては、男性の最多回答が「30分～1時間」であるのに対し女性の最多回答は「3時間～5時間未満」と、女性が家事の中心を担っていることが明らかでした。

【参考データ】令和6年度 男女共同参画に関する村民意識調査より

●家事に費やす時間について、平日ならびに休日において最も近いものはどれですか。

(単位：％)

	回答者区分	関わない	30分未満	30分～1時間	1時間～3時間未満	3時間～5時間未満	5時間以上	無回答
平 日	全体	7.6	21.0	21.8	25.2	18.5	5.1	0.8
	女性	1.7	8.3	11.7	33.3	35.0	10.0	0.0
	男性	15.1	32.1	35.8	15.1	1.9	0.0	0.0
休 日	全体	6.7	16.0	15.1	29.4	25.2	6.7	0.9
	女性	1.6	6.7	5.0	33.3	41.7	11.7	0.0
	男性	13.2	24.5	28.3	24.5	7.6	1.9	0.0

赤文字 今回最も比率が高かった枠

*「全体」欄は性別無回答者含む

- 性別を問わず、それぞれが自分らしく活躍していくための阻害要因として、「男だから」「女だから」といった長年にわたり人々の中に意識されてきた偏見、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があります。これまでの男女共同参画社会を推進するための様々な取組が行われた結果、少しずつ改善してきている一方、根本的な解消に至っていないのは、今まで長い間人々の中に形成されてきたこれらの意識や思い込みが未だ根強く残っているからと考えられます。
- 例えば、「男は仕事、女は家庭」といった意識は、女性はもとより男性においても、生きづらさを抱える一因になり得ます。
- 少子高齢化の時代にあってあらゆる場面で性別は勿論、年齢といった互いの違いを理解し、認め合い、尊重し合える社会となるよう、これら固定的な意識や思い込みの解消を図る意識の改革と理解の促進に取り組んでいくことが必要です。

- 村民調査の結果から村民意識としては、男女の地位の平等や性別役割分担に関して前回計画時よりも理解が進んでいると捉えられますが、未だ「社会全体」等の回答で男性優遇の認識である割合は高い状況です。
- 女性の社会参加に伴い夫婦共働きの世帯が当たり前となっている昨今、ライフステージに応じたあらゆる場面で、常に互いの違いを理解し尊重し合える、男女共同参画の基盤を定着させるため、意識の改革と理解の促進をさらに啓発周知し、男性の家事参加や地域活動の場での女性の参画といった実生活での活動に繋がるよう取り組むことが求められています。

◆取組内容◆

具体的施策

- ① 男女共同参画に関する情報の収集・提供をし、意識啓発及び問題意識の周知を推進します。
- ② 村民の理解を深めるため、講座や講演会を開催します。
- ③ 引き続き広報紙への男女共同参画に関する掲載を実施し、広く村民の目に触れる機会を作っていきます。
- ④ 関係団体と連携・共同して啓発周知していきます。
- ⑤ 法令等により保証される人権について正しい知識の普及を図ります。

【おもな担当課：住民福祉課、教育委員会】

村民・村内事業所の皆さんに心がけていただきたいこと

- ① 無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）について理解し、知らず知らずのうちに自分がその思い込みやイメージから物事を判断していないか、振り返る習慣を持ちましょう。
- ② 「男だから」「女だから」といった表現をつい口にしてしまっている場合、見直してみましょう。
- ③ 地域の活動やしきたり・慣習から、「男性のすること」「女性のすること」といった理由で役割を分けている場合、もっとよい役割分担が出来ないか考え直してみましょう。
- ④ 地域活動に男女がともに参画し役割を担っていくためにも、地域の活動に参加等したら、夫婦（家族）間で話し合い、情報を共有する習慣を持ちましょう。
- ⑤ 男女共同参画の視点における問題に関心を持ち、共有していける意識を持ちましょう。
- ⑥ 男女共同参画に関する講座や講演会に、参加してみましょう。

重点施策 2

男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

◆現状・課題と基本的方向

- 村民意識調査における「男女の地位の平等」に関して、「学校教育の場で」男女平等と感じる人の割合は全体で約半数となっており、村の学校教育の場において児童・生徒は性別に関わりなく学習や活躍の機会を与えられているとの認識が見て取れます。
- また、人権に関する学びの場や講演会等を毎年小学校、中学校でそれぞれ実施し、かつ公民館でも学習の機会を設け、幅広い年代に対し基本的人権の尊重や性別、身分等からくる差別のない平等の意識や人権感覚を育んでいます。
- 一方で、「家事に費やす時間」に関しては、基本目標 1 でも述べたとおり男女の回答で時間に差がみられ、子どもが学校教育の場において男女平等な環境で学んできても、家庭に帰って目にする父母等の姿で性別役割分担意識を感じ取る可能性は大いに考えられます。男性の育児・家事参加や家庭環境の調和を促し、学校の間と家庭が両輪となって、男女共同参画意識について教育していくことが肝要です。
- 男女共同参画の観点からも、人格が形成される過程での教育が果たす役割は非常に大きいものです。固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は生まれつき備わっているものではありません。このような意識等を解消していくにあたり、子どものころから「男の子だから」「女の子だから」の考え方を押しつけない、性別で役割を分けてしまわない意識を身につけていくことが求められます。
- 学童期において、学校での教育や生活を通じ発達段階に応じて男女平等の意識や人権感覚を学ぶことは大切であり、将来の社会を担う子どもたちが互いの性の違いを理解し、かつ情報化社会の現代において氾濫している性情報等から自らを守り、豊かな人間性を育んでいくため、男女共同参画の観点からみても教育や学習の果たす役割は極めて重要です。
- また、家庭においても、性別に関わらず子どもの個性と能力が十分に発揮できるよう家庭教育が必要であり、家庭、学校、地域、職場などあらゆる場において、相互の連携を図りつつ、男女平等を推進する教育や学習の充実を図ることが今後も大切となります。
- 教育活動全体を通じて、人権の尊重、男女の平等と相互理解・協力、家庭生活の大切さ、家族の一員としての役割を果たしながら家庭を築くことの重要性等について、村の子どもたちに対して意識を醸成し、理解を深め、自由な職業選択、個性を活かした活躍が可能になるような教育機会の充実を図ります。
- 学びの場の機会は幼少期や学童期だけではなく、一生涯続くことが望ましいです。人権の尊重、男女の相互理解といった大切さを、子どもは幼いころから培い、大人は今までの認識に加えて更に取り入れていくことで、一人ひとりが自分らしく活躍できる社会へと繋げていくことが出来ます。子どもに対しては勿論のこと、大人に対しても年齢を問わず柔軟な意識を取り入れていける教育・学びの機会の充実を推し進めます。

◆取組内容◆

具体的施策

- ①家庭における固定的性別役割分担意識を解消するため情報収集及び提供・啓発をします。
- ②家庭教育への理解及び幅広い世代への男女共同参画の学びの場として、公民館活動の一環にて講座や講演会を開催し、内容の充実に努めます。
- ③行政や学校、地域との連携強化により、学習機会の充実に図ります。
- ④青木村の教育の5重点に対応して、保育園・小学校・中学校連携のもと、互いの協力体制や移行支援などの連携を密に取りながら、男女共同参画の観点も取り入れた教育実践を行います。 【おもな担当課：教育委員会】

村民・村内事業所の皆さんに心がけていただきたいこと

- ①家庭でお子さんに対して「男の子だから」「女の子だから」の表現を使用していないか振り返ってみましょう。
- ②お母さんまたはお父さんに偏りすぎることなく、父母で協力・分担して家事や育児をしていきましょう。
- ③生涯のうちに学んでみるテーマとして、男女共同参画を検討してみましょう。
- ④お子さんと、性やメディアにある性情報について話したり、チェックしたりする場を持ってみましょう。

～青木村の教育5重点とは～

青木村の教育目標は「心豊かでたくましい子どもの育成を目ざし、社会力（生きる力）を育てる」ことです。このことは男女共同参画の視点からも重要な目標となります。子どもと向き合う時間を確保し、人と人がつながる力と学力・体力を育て、一人ひとりを大切にする教育を目指しています。その中で青木村5重点とは次のものとなります。

【教育委員会の重点】

- ① 保小中一貫教育 … 青木村の良さを生かし、継続と集中をねらった取組
- ② 多様な他者や自然とのかかわり … 人と人がつながる力（社会力）
- ③ 学力・体力向上 … 授業改善と学校経営システムの工夫
- ④ 子どもと向き合う時間の確保 … 会議の精選等による個別指導の時間の設定
- ⑤ 一人一人を大切にする教育 … 一人一人の個性を大切にしたインクルーシブ教育の実践

また、家庭教育の目標である「あおきっ子教育ポイント5か条」もあり、子どもたちはこの目標を目ざし取り組んでいます。「あおきっ子教育ポイント5か条」は次のものとなります。

「あおきっ子教育ポイント5か条」家庭教育

- ① 一日のスタート 早寝早起き朝ごはん元気に歩いて学校へ
- ② あいさつ 思い切って言ってみよう互いになっこりいい気分
- ③ 時間の使い方 自らこつこつ家庭で学習 メディアはルールを決めて
- ④ 働き学ぶ 親子いっしょにお手伝い 想像ふくらむ読書の時間
- ⑤ 豊かな体験 挑戦し感動し人とふれあいともに成長

今後も村では一人ひとりの個性を大切にし、思いやりのある子どもの育成を行います。

重点施策3**国際社会を構成する一員としての協調と多様性理解****◆現状・課題と基本的方向**

- SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27年に国連サミットで採択された、令和12（2030）年を達成年限とする国際目標です。幅広い分野においての課題を統合的に解決することを通じて、地球上の「誰一人取り残さない」社会を目指し、国際社会が一致して取り組んでいます。その5番目の目標に「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられ、女性への差別や暴力の排除、女性に有害な慣行の撤廃等が示され、男女共同参画の推進にあたっても不可欠な目標といえます。青木村としてもこの理念を踏まえジェンダー平等の視点が村民に浸透にしていこう努めていきます。
- 国際化が進む中で、日常生活において外国人と顔を合わせる機会は多くなり、地域社会では外国人と関わることは珍しくなくなっています。
- 青木村内での活動として農村体験を通しての地域の伝統文化や、自然の素晴らしさを感じてもらう活動、中学生のオンラインでの国際交流、外国籍の方の居住等、村でも外国人との関わりが身近なものとなっており、国際交流を通じて国際感覚を醸成するとともに、ダイバーシティ（多様性）の視点から、国籍等の違いを尊重し、お互いを認め合う国際的視野に立った社会づくりを進めています。
- 心と体の性が一致しない方や、性的指向が同性に向いている方々は性的少数者（セクシュアルマイノリティ、LGBTQ）と呼ばれていますが、男女の違いはもとより、性的少数者の方々に関しても理解を深め、ダイバーシティ（多様性）の感覚を持ち、一人ひとりの人権が尊重されていかなければなりません。
- 村民意識調査「性的少数者の呼称の認知度」に関しては、全体で8割近くの認知度があり浸透していることがうかがえます。また、「身の回りでの心身の性または性的指向の悩み」によると、身の回りで悩んでいる場面に出会ったことがあるかに関しては、全体の9割近くが「特にない」としている一方で、自分や身の回りの方が悩んでいると回答された方も少ないながら存在し、青木村においても自らの性に関して悩みや生きづらさを抱えている方がいることが判ります。

- 性的少数者の方々の中には、未だ差別や偏見に苦しんでいる人がおり、多様な性のあり方について正しい理解を広め、多様性と人権が尊重される環境づくりを促進していくことが必要です。

【参考データ】令和6年度 男女共同参画に関する村民意識調査より

- 性的少数者の呼称の認知度に関し、「セクシュアルマイノリティ（又はLGBTQ等）」という言葉を知っていますか。

(単位：%)

	全 体	女 性	男 性
は い	77.3	81.7	69.8
いいえ	22.7	18.3	30.2

赤文字 今回最も比率が高かった枠

*「全体」欄は性別無回答者含む

- 身の回りでの心身の性または性的指向の悩みに関し、今までに自分の身体の性、心の性又は性的指向（同性愛など）に悩んだ、あるいは身近で悩んでいる人がいましたか。

(単位：%)

	全 体	女 性	男 性
自分が悩んだことがある	2.5	5.0	0.0
知人や家族が悩んでいたことがある	6.7	8.3	3.8
特にない	89.9	85.0	96.2
無回答	0.9	1.7	0.0

赤文字 今回最も比率が高かった枠

*「全体」欄は性別無回答者含む

◆取組内容◆

具体的施策

- ①国際交流の機会を通じて、男女共同参画の視点も含めた世界の文化や差異への理解を深めていきます。
- ②「SDGs」「ダイバーシティ」「セクシュアルマイノリティ（LGBTQ）」等といった国際的、社会的な動向に伴い取り入れるべき用語や考え方、取組について更なる普及を図ります。
- ③「ダイバーシティ」の考えに根差し、性別（性のあり方）や国籍、年齢、障がいの有無等に関わりなく青木村民が活躍していけるよう、情報の収集及び提供、相談体制の構築を行います。【おもな担当課：住民福祉課、教育委員会】

村民・村内事業所の皆さんに心がけていただきたいこと

- ①国際社会の一員であるという意識を持ってみましょう。
- ②「SDGs」「ダイバーシティ」「セクシュアルマイノリティ（LGBTQ）」といった用語について関心を持ち、意味について理解してみましょう。
- ③多様な性、国籍の違いといった様々な違いについて、差別や偏見をしていないか振り返り、そのような違いを理由に他者とのかわりを区別しないようにしましょう。

基本方針2 男女が共に活躍できる社会づくり

重点施策4

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

◆現状・課題と基本的方向

- 人口減少、人々の価値観の多様化が進む中で、政治・行政・経済分野や地域社会など、あらゆる場の方針決定過程に、男女が共に参画することは、様々な視点を取り入れ、多様性・持続性を高めるとともに、組織や社会の活力を生みだし、誰もがくらしやすい社会の実現につながります。加えて、SDGsにも「政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する」とあり、グローバル化の進展に対応するためには、様々な主体が念頭に置く必要があります。
- 村民意識調査の「政策・方針決定の場への女性の参画」に関して、男女ともにいずれの項目においても「増える方がよい」寄りの回答が多い傾向にあり、うち女性ではどの項目も「男女半々になるくらいまで増える方がよい」の回答が最多であることから、村民意識としても現状から増えることが望まれていると判ります。
- 女性の社会参画等を目的に組織されている「女性団体連絡会」等、各女性団体の活動を通じて、理解や知識を深めた会員が男女共同参画のリーダー的存在になることも重要です。団体の活動が、地域社会に浸透するとともに、会員が役割を担えるよう活動の支援を行っていきます。
- 現在、青木村議会の女性議員は1名であり、全体の10%です。この数値は前回第4次計画の時点と変わっておらず、県下の平均は18.6%であることに加え、町村議会議員自体のなり手不足が全国的に取り沙汰されていることから、女性議員確保は喫緊の課題であると考えられます。
- 政策・方針決定過程への女性の参画の状況について、令和6年3月時点で各機関における女性人数で目標達成できたのは5機関であり、その他機関は前回計画から横ばいの状況でした。引き続き女性の登用率向上について目標達成できるよう喚起促進を図ります。
- 地区の役員等、従来、男性が担ってきた役割等について女性が担うなど、地域活動における性別役割分担意識の払拭や従来からのしきたりの見直しに向け、男女が共に地域活動に参画できる環境づくりに努めます。
- あらゆる分野における方針決定過程への女性の参画を拡大するためには、人々の意識改革、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、女性リーダーの育成に向けた支援・環境整備を推進します。

【参考データ】 令和6年度 男女共同参画に関する村民意識調査より

●政策・方針決定の場への女性の参画について、各項目において考えに最も近いものはどれですか。

(単位：％)

	回答者区分	男性を上回るほど増える方がよい	男女半々になるくらいまで増える方がよい	男女半々までいかなくても、今より増える方がよい	今のままでよい	わからない	無回答
①国会や地方議会議員	全体	5.9	34.5	40.3	5.9	13.4	0.0
	女性	3.3	38.4	35.0	10.0	13.3	0.0
	男性	7.5	30.2	49.1	1.9	11.3	0.0
②職場の管理職	全体	3.4	34.5	36.1	10.1	15.1	0.9
	女性	1.6	36.7	31.7	16.7	11.7	1.6
	男性	3.8	33.9	41.5	3.8	17.0	0.0
③地域の役員	全体	2.6	32.8	37.8	13.4	13.4	0.0
	女性	0.0	31.7	31.7	23.3	13.3	0.0
	男性	3.8	33.9	47.2	3.8	11.3	0.0
④経営者	全体	4.2	28.5	35.3	10.1	20.2	1.7
	女性	1.7	33.3	20.0	16.7	25.0	3.3
	男性	3.8	33.9	47.2	3.8	11.3	0.0
⑤教育関係者	全体	4.2	34.5	32.8	10.1	17.6	0.8
	女性	4.8	37.1	25.8	11.3	19.4	1.6
	男性	5.7	32.1	41.5	7.5	13.2	0.0

赤文字 今回最も比率が高かった枠

*「全体」欄は性別無回答者含む

【参考データ】政策・方針決定過程への女性の参画の状況と5年後目標（R6.4.1 現在）

機 関	総 数	女性人数	比率 (%)	前回目標 比率 (%)	前回 目標比	目標 女性人数	目標 比率 (%)
村議会議員	10	1	10.0	20.0	未達成	2	20.0
教育委員	4	2	50.0	50.0	達成	2	50.0
選挙管理委員	4	1	25.0	25.0	達成	1	25.0
農業委員	12	2	16.7	30.0	未達成	3	30.0
社会教育委員	6	2	33.3	33.3	達成	2	33.3
男女共同参画計画策定委員	12	8	66.7	45.4	達成	8	66.7
民生児童委員	17	15	88.2	64.7	達成	15	88.2
自治会長（区長）	12	0	0.0	10.0	未達成	1	10.0
役場管理職	9	1	11.1	20.0	未達成	2	20.0

◆取組内容◆

具体的施策

- ①各関係機関や地域と連携し、政策・方針決定過程への女性の登用を促します。
- ②各関係機関や地域と連携し、女性の経験や視点を取り入れた活動の推進を図ります。
- ③「女性団体連絡会」等の活動団体と情報共有し連携します。

【おもな担当課：総務企画課、住民福祉課】

村民・村内事業所の皆さんに心がけていただきたいこと

- ①村政に更なる関心を持ちましょう。
- ②村や地域の政策・方針決定に積極的に参加し、自らの意見を届けてみましょう。
- ③地域（区）の規約やしきたりが明文化されている場合、性別役割分担の文言が載っていないか見直しましょう。

重点施策 5

多様な働き方とワーク・ライフ・バランスの推進

◆現状・課題と基本的方向

- 働くことは、生活の経済的基盤であると同時に自己実現にもつながるものであり、働く希望を持つすべての人が、性別等に関わりなく能力を発揮して働くことができる環境づくりは、社会経済活力の維持・向上の観点からも重要です。
- 女性の社会進出は進んでいますが、従来からの男性中心かつ長時間労働の慣例は依然根強く残っており、男性は家事・育児等に参加する時間が確保できず女性が担うこととなり、就業継続の意思がありながらも転職・離職を迫られるケースがみられます。
- 誰もがやりがいを感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や家庭、地域等個人の時間も保持しその両立を目指す「ワークライフバランス」の実現のためには、仕事だけでなく家庭生活や地域活動においても男女が責任を担っていくという意識改革が求められます。
- また、男性が積極的に家事・育児等に参加することや長時間労働の見直し、育児・介護休業制度等、多様で柔軟な働き方の実現に向けた職場環境づくりへの取組を推進することが必要です。
- 村民意識調査の「育児または介護休業」取得状況に関して、育児休業については前回調査と同様、女性は「取った」とする回答が、23.3%、男性は「取りたいが現実的には取りづらい」が、20.7%で最多となっています。また、介護休業については男女どちらも「取りたいが現実的には取りづらい」が最多であり、取得意思はあるものの取得しづらい実態があると判ります。また「出産・育児や介護による転職・離職」有無によると、女性の出産・育児による「転職」「離職」それぞれに一定の回答があり、男性に比べると大きな違いがあります。
- 女性は家庭、特に出産・育児・介護の負担がかかっており、男性は仕事優先であるという結果になっています。また、育児または介護休業制度の利用が進まない理由としては、社会全体で「職場の理解が無い」や「職場に迷惑をかける」といった考えが多い傾向とされ、事業所の理解はもとより長時間労働の抑制、休暇の取得促進、多様な働き方制度の導入等「働き方改革」がより推し進められるよう、改めて社会全体で認識していく必要があります。

【参考データ】令和6年度 男女共同参画に関する村民意識調査より

●育児または介護休業について、取得したことはありますか。

(単位：％)

	回答者区分	取得したことがある（取得している）	取得したことがない	取得したことがないが、取得する必要がある	育児・介護休業を取得している	無回答
育児休業	全体	13.4	16.8	16.0	53.8	0.0
	女性	23.3	11.7	15.0	50.0	0.0
	男性	3.8	20.7	17.0	58.5	0.0
介護休業	全体	1.7	11.8	10.1	75.6	0.8
	女性	1.6	6.7	6.7	85.0	0.0
	男性	1.9	15.1	13.2	67.9	1.9

ピンクマス 前回最も比率が高かった枠（今回は「全体」行の掲載なし） * 「全体」欄は性別無回答者含む

赤文字 「していない」を除き、今回最も比率が高かった枠

●出産・育児や介護による転職・離職に関して、したことはありますか。

(単位：％)

	回答者区分	ない	転職した	離職した	配偶者が転職した	配偶者が離職した	出産・育児・介護をしていない	無回答
出産・育児	全体	42.9	5.0	17.7	1.7	5.0	27.7	0.0
	女性	28.3	10.0	31.7	0.0	0.0	30.0	0.0
	男性	58.5	0.0	0.0	3.8	11.3	26.4	0.0
介護	全体	47.9	2.5	3.4	0.0	0.8	45.4	0.0
	女性	30.0	5.0	6.7	0.0	0.0	58.3	0.0
	男性	66.0	0.0	0.0	0.0	1.9	32.1	0.0

ピンクマス 前回最も比率が高かった枠（今回は「全体」行の掲載なし） * 「全体」欄は性別無回答者含む

赤文字 「していない」を除き、今回最も比率が高かった枠

◆取組内容◆

具体的施策

- ①育児及び介護休業制度に対する理解や取得環境整備について村民ならびに事業者へ啓発し、取得し易い職場づくりを図ります。
- ②ワーク・ライフ・バランスの普及へ向け、村民ならびに事業者にDX等にもみられる「多様な働き方」への理解を促し、業務へ取り入れる機運を高めます。

【おもな担当課：総務企画課、商工観光移住課】

村民・村内事業所の皆さんに心がけていただきたいこと

- ①いつも長時間職場にいないか振り返り、家庭での時間をつくる工夫をしてみましょう。
- ②育児・介護を含め、与えられた休暇制度は積極的に利用していきましょう。

基本方針 3 安心・安全な社会づくり

重点施策 6

男女共同参画の視点から備える防災対策

◆現状・課題と基本的方向

- 近年、全国的にも大規模な自然災害が頻発しており、特に令和6年に発生した能登半島地震、豪雨災害では甚大な被害に見舞われ、青木村からも職員を派遣し支援を行いました。また、南海トラフ巨大地震は、ひとたび発生すると広範囲にわたる被害が想定されています。青木村でも、令和元年の台風19号では記録的な大雨と暴風によって停電やライフライン、住家等に大きな被害を受けました。
- 青木村においては、令和元年台風19号の教訓から「地域防災力向上行動計画」や、「第6次青木村長期振興計画」を策定し災害に備えていますが、今後は「自助・共助・公助」の観点から、行政による防災等対策のみならず、地域や村民一人ひとりが防災意識を高め連携していくことで、青木村全体の防災機能を拡充していくことが求められています。
- 村としても、これまで以上に男女のニーズに配慮した備蓄品の整備や、プライバシーの保たれた避難所運営等、男女共同参画の視点を取り入れ、安全・安心で迅速な避難につなげていく必要があります。
- 村民意識調査の「防災対策等での性別に配慮した対応」に関して、「必要」と「どちらかといえば必要」の回答が男女とも9割程度にのぼり、村民の大多数が性別に配慮した対応を必要としていることが判ります。加えて、そのような「性別に配慮した対応に関して必要なこと」については、最多が「避難所の設備」で、次いで「避難所運営や被災者対応に男女両方の視点が入ること」「公共施設の備蓄品のニーズ把握、災害時に支給する際の配慮」と、避難所運営や備蓄品等の面において、男女それぞれのニーズに配慮した備えが求められています。
- また青木村では、赤十字奉仕団や女性消防団員の活動など防災面でも女性参画の場が広がっていますが、今まで以上に防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を促し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要があります。「男性で組織されるもの」という認識から、性別を問わず「地域で備えるもの」という意識を持ち、村民一人ひとりが「自助・共助・公助」を念頭に支え合い、安心・安全な地域づくりを推進します。

【参考データ】 令和6年度 男女共同参画に関する村民意識調査より

●防災対策等での性別に配慮した対応について、考えに最も近いものはどれですか。

(単位：％)

	全 体	女 性	男 性
必要がある	68.1	63.3	71.7
どちらかといえば必要がある	21.0	26.7	17.0
どちらかといえば必要ない	1.7	1.7	1.9
必要ない	7.5	5.0	9.4
無回答	1.7	3.3	0.0

赤 文 字 今回最も比率が高かった枠

* 「全体」欄は性別無回答者含む

●防災対策等での性別に配慮した対応に関して、必要なことはどのようなことですか。

(単位：％)

① 防災や災害復興に関する会議に男女がともに参画し、計画に男女両方の視点が入ること	14.9
② 避難所運営や被災者対応に男女両方の視点が入ること	18.4
③ 避難所の設備（男女別のトイレ、更衣室、洗濯干し場など）	29.1
④ 災害時の救急医療体制（乳幼児、高齢者、障がい者、妊産婦へのサポート体制）	15.8
⑤ 公共施設の備蓄品のニーズ把握、災害時に支給する際の配慮（生理用品など）	17.1
⑥ 被災者に対する相談体制	4.7

赤 文 字 今回最も比率が高かった枠

◆取組内容◆

具体的施策

- ①防災・被災者支援等の場における女性参画を促し、男女各々の防災意識の向上を図ります。
- ②災害時の男女それぞれのニーズを把握し、避難所運営や備蓄品調達に反映されるよう努めます。
- ③関係機関や地域と連携し、男女共同参画の視点から防災関連の対応に反映されるよう周知喚起を図ります。
- ④「自助・共助・公助」の観点から行政だけでなく、村民一人ひとりに防災意識・防災知識が定着されるよう、訓練や学習の場を設けます。

【おもな担当課：総務企画課】

村民・村内事業所の皆さんに心がけていただきたいこと

- ①災害時に女性で必要なもの、男性で必要なもの、それぞれ考えてみて、自宅でも物資をそろえてみましょう。
- ②地域（区）での防災対応に男女共同参画の視点は取り入れられているか見直しましょう。

重点施策 7

あらゆる暴力の根絶

◆現状・課題と基本的方向

- 村民一人ひとりが性別や年齢といった違いを認めあい、人権を尊重し自分らしく伸びやかに生きることのできるような男女共同参画社会の実現を目指すにあたって、根絶すべきなのがDV、ストーカー、地域社会や職場等での各種ハラスメント（いやがらせ、いじめ）等のあらゆる暴力です。
- 配偶者やパートナーからのDV（ドメスティック・バイオレンス）には、身体的暴力はもとより経済的・心理的・性的な暴力も含まれますが、いずれも人権を侵害し、個人の尊厳を踏みにじるものであり克服すべき重要な課題です。
- また、最近ではインターネット、SNS等の普及から、パソコンやスマートフォンといった情報端末を介して誹謗中傷及び人権侵害に至る例が後を絶ちません。
- ハラスメントの被害者に対しては、心身のダメージだけではなくその後の人生に大きな影響を及ぼすことに配慮して、きめ細かな対応・支援が必要です。
- 村民意識調査「セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）」に関して、身近に遭ったことがあるかどうかについては、半数以上が「ない」としたものの、「見たり聞いたりした」「受けた」旨の回答も一定の割合みられました。「遭った内容はどのようなこと」かに関しては、最多が「性的な経験・冗談を言ったり、聞いたりする」、次いで「容姿について傷つくようなことを言う」、「結婚や出産など、プライベートな事についてたびたび聞く」でした。いずれも口頭によるものですが、たとえ冗談やコミュニケーションの一種だったとしても、受けたり聞いたりした側が不快な思いをした、あるいは性的な嫌がらせだと捉えれば、セクシュアル・ハラスメントと判断されることがあります。
- 「配偶者や交際中の相手からのDV（身体的・心理的・経済的・性的）」の経験に関しては、9割近い回答が「経験はない」とありますが、「受けた」、「した」の回答も若干みられます。
- 「経験した内容はどのようなこと」かに関しては、「人格を否定するような暴言や大声で怒鳴る」、次いで「治療が必要とならないくらいの暴力」、「生活費を渡さない」、「何を言っても無視し続ける」と多岐にわたる内容でした。
- どのような内容であれ、男女共同参画社会へ向けた取組に暴力はあってはなりません。暴力の加害者、被害者、傍観者とならないための教育に取り組むとともに、暴力を容認しない社会をつくるための啓発活動を推進します。
- 身体的性差や性の多様性について理解することは、お互いを思いやる気持ちと人権を尊重し合うことにつながります。また、心身の健康については、暴力等の社会的要因から受ける影響が大きい面があることから、その背景にあるものの解決も求められます。

【参考データ】 令和6年度 男女共同参画に関する村民意識調査より

●セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）について、各項目の中で身近に遭ったことはありますか。

(単位：%)

見たり聞いたりしたことがある	30.5
受けたことがある	11.7
したことがある	0.0
ない	57.8

赤文字 「ない」を除き、今回最も比率が高かった枠

●セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）について、遭った内容はどのようなことですか。
(遭った経験がある場合のみ回答)

(単位：%)

① 性的な経験・冗談を言ったり、聞いたりする	23.5
② 「女のくせに」「男のくせに」と差別的な言い方をする	13.5
③ 容姿について傷つくようなことを言う	16.2
④ 相手が嫌がっているのに、肩に手をかけたり、体にさわったりする	14.4
⑤ 結婚や出産など、プライベートな事についてたびたび聞く	15.3
⑥ 職場等の宴会でお酌やスキンシップを強要する	9.9
⑦ 立場や地位を利用して食事に誘ったり、性的な関係を強要したりする	5.4
⑧ その他	1.8

赤文字 今回最も比率が高かった枠

●配偶者や交際中の相手からのDV（ドメスティック・バイオレンス：「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」）について、受けた、または、した経験はありますか。

(単位：%)

受けたことがある	9.9
したことがある	3.3
経験はない	86.0
無回答	0.8

●配偶者や交際中の相手からのDVについて、経験した内容はどのようなことですか。
(経験がある場合のみ回答)

(単位：%)

① 命の危険を感じるくらいの暴力	7.4
② 治療が必要となるくらいの暴力	3.7
③ 治療が必要とならないくらいの暴力	18.5
④ 人格を否定するような暴言や大声で怒鳴る	33.4
⑤ 何を言っても無視し続ける	11.1
⑥ 交友関係や電話・メール等を細かく監視する	3.7
⑦ 生活費を渡さない	11.1
⑧ 外で働くことを妨害する	3.7
⑨ 性的な行為の強要	3.7
⑩ その他	3.7

赤文字 今回最も比率が高かった枠

◆取組内容◆

具体的施策

- ①DV・各種ハラスメント等、あらゆる暴力の根絶に対し啓発、住民および事業者の意識づくりを図ります。
- ②警察等関係機関と連携した情報共有を図ります。
- ③県や役場の専門窓口や村の法律相談等、相談体制の構築・広報に努めます。

【おもな担当課：総務企画課、住民福祉課】

村民・村内事業所の皆さんに心がけていただきたいこと

- ①DVは身体的なものだけではありません。悩んでいたら相談しましょう。
- ②冗談やコミュニケーションのつもりの言動がハラスメントにならないか見直してみましょう。
- ③インターネット、SNS等を利用、発信しての誹謗中傷などトラブルには気をつけましょう。

重点施策 8**生涯を通じた男女の健康支援・安心して暮らせる環境づくり****◆現状・課題と基本的方向**

- 生涯にわたり健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の実現の前提となります。
- そのためには、男女それぞれが自身はもとよりお互いの身体について正しい知識や情報を持ち、ライフステージに沿って心身ともに健やかな生活を送れるように取組むことが重要です。特に女性は、妊娠・出産や更年期・高齢期等で身体的に大きく変化することも考えられ、その時々に応じて適切に健康を保っていける環境が求められます。
- 性別により、特有の疾患や健康に影響を及ぼす社会的要因の違いがあることについての理解を深めるための周知徹底をはじめとして、誰もが健康を保持するために必要な支援を受けられる取組を推進します。
- 令和6年3月末時点での青木村の高齢化率は39.7%で3人に1人以上は65歳以上です。
- 高齢になってもいきいきと活躍することができるよう、青木村では令和6年3月に「第二次青木村健康寿命延伸計画」を策定し、「みんなが元気に・豊かに・健やかに暮らし いきいきと輝ける村“あおき”」を基本理念に、心身の生活機能の維持・向上を通じて村民が、自分らしく健やかで生き生きと生活できる社会の実現できるよう、健康寿命の延伸と健康格差の縮小の実現に向けた取組を推進しています。
- また、妊娠や出産を経験する女性に対しては、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）」の視点が重要で、子どもを産む、産まない等に関わらず、自身の生殖にまつわる判断は、自身で決めることが権利であり守られねばなりません。年齢に関わらず、全ての女性の生涯を通じた健康を支援するための取組や、女性特有の不安や悩みに関する相談支援体制並びに子育て環境への支援に加え、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の正しい理解を求めていく必要があります。
- 安全に安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠から子育てまでの一貫した支援体制を構築し、働きながら不妊治療を希望する男女が増えていることから、不妊・不育症に関する情報提供や相談対応の充実を図ります。
- ひとり親家庭、障がいを持つ方、外国人の方などは、不安定な就業状態や低年金状態等による経済的困難を抱えている可能性があります。
- 生活就業支援相談体制の充実や、自らの力を十分に発揮できる場づくりなど、それぞれのニーズに応じた生活支援や経済的支援、就業支援等、必要な支援につなげる仕組みづくりが必要です。
- 誰もが、心身ともに健康でなければ仕事や家事、育児・介護は続けていくことは出来ず、男女共同参画社会の実現は難しくなります。すべての人が生涯にわたり健康な生活を送れるよう、自身の食生活、運動、各種検診等を受ける等、健康管理への関心を高める取組を進めていきます。

◆取組内容◆

具体的施策

- ①男女とも参加できる健康づくりの講座等を開催し、生涯を通じた心身の健康づくり、食育に関する施策を推進します。
- ②母子の相談支援体制の構築及び不妊治療の助成を行います。
- ③高齢者の生きがい・健康づくりの推進と適切な介護サービス利用の相談体制を整備します。
- ④障がい者ニーズに応じた生活・就業・相談等支援体制の充実と村民や事業者への理解促進に努めます。
- ⑤ひとり親家庭への職業紹介等就業支援による自立の推進をします。

【おもな担当課：住民福祉課】

村民・村内事業所の皆さんに心がけていただきたいこと

- ①各種健診を積極的に受け、生活に運動を取り入れる等、心身ともに健康でいられるよう心がけましょう。
- ②健康に関する講座や教室等に参加してみましょう。
- ③自分の身体についての正しい知識をもち、また他の人との違いについて理解しましょう。

計画の推進のために

男女共同参画社会実現のために村民一人ひとりが、家庭・職場・地域における男女共同参画の必要性をそれぞれの立場で認識し、自らの課題として取り組むことが重要です。

この施策を総合的、計画的に推進するため、役場の推進体制の充実を図り、村・県・国等関係団体と連携して推進します。

村民・事業者・地域と行政が協働して課題の解決と施策の推進に努め、男女共同参画の実現を目指す村内団体活動の支援を通して、男女共同参画社会を促進するとともに、効率的な施策の展開を図っていきます。

1

村民・事業者・地域との協働の推進

男女共同参画社会の実現のため、村民・事業者・地域と課題を共有して、また、学校・家庭・地域が男女共同参画の理念を理解し、自主的に取り組むことが出来るよう連携し、計画の推進に努めます。

2

関係機関との連携

国、県、他市町村等関係機関との情報交換・協力・連携を図ることを推進します。
また、各種事業を通じて意識啓発を進め、男女共同参画社会の実現に向け活動する団体、事業者との連携を図ります。

3

役場における推進

この計画を総合的に推進していくため、各課・機関と日常的な連携を深め、男女共同参画社会の実現に向けて役場の体制を充実させ、率先して取り組んでいきます。

長野県における、もしもの相談専門窓口（主なもの）

（こちらに掲載の情報は令和7年1月末時点のものです）

	名 称	主な相談対象・内容	電話番号	受付時間	その他
1	長野県警 性犯罪被害 ダイヤル サポート 110	・ 性犯罪 にあわれた方や家族、友人等の相談 ・ 性犯罪、無言電話、DV等 ・ 警察職員 が対応	フリーダイヤル 0120-037-555 または 全国共通番号 #8103	24時間（365日）	月～金曜日の 午前8時30分～ 午後5時15分は 相談担当の 女性警察職員、 それ以外は警察本部 の当直員が対応
2	長野県 女性相談 支援 センター	・ 女性の生活上の相談 ・ 女性専門 ・ 夫等との不和、暴力 ・ 男女関係のトラブル ・ 家庭内や生活上のいざこざ ・ 女性相談支援員が対応	026-235-5710	月～金曜日の 午前8時30分～ 午後5時15分 ※土・日・祝日・ 年末年始を除く	面接相談可能 （要予約） メール相談可能: w-shien@pref. nagano.lg.jp （返事に時間を要す 場合あり）
3	長野県 児童虐待・ DV 24時間 ホットライン	・ 児童虐待やDVに対する 緊急の通告、通報 ・ 常時専任の電話相談員が対応	026-219-2413	24時間 （365日）	
4	保健福祉 事務所	※「2 長野県女性相談支援センター」と同様 ・ 県機関のうち最寄りの専門窓口 での対応	上田保健福祉 事務所 0268-25-7123	月～金曜日の 午前8時30分～ 午後5時15分 ※土・日・祝日・ 年末年始を除く	女性相談支援員へ相談 したい旨を伝える
5	女性の 人権 ホット ライン	・ 女性をめぐる 人権問題の相談 ・ 配偶者等からの暴力 ・ 職場等のハラスメントやストーーカー行為 ・ 法務局職員又は人権擁護委員 が対応	全国共通 0570-070-810	月～金曜日の 午前8時30分～ 午後5時15分 ※土・日・祝日・ 年末年始を除く	全国共通番号から 最寄りの法務局へ 回線がつながる
6	長野県 男女共同参画 センター あいとぴあ	・ 女性のための、あらゆる女性の悩み相談 ・ 女性専門 ・ 女性相談員が対応	0266-22-8822	火～土曜日の 午前9時00～ 12時00分、 午後1時00分～ 16時30分 ※祝日を除く	面接相談可能 （要予約）
		・ 男性のための、あらゆる男性の悩み相談 ・ 男性専門 ・ 男性相談員が対応	0266-22-7111	毎週金曜日の 午後5時00分～ 7時00分 ※年間数日、お休 みとする金曜日 あり	
7	長野県性暴力 被害者 支援センター りんどう ハートながの	・ 性暴力被害 にあった方や家族等への 総合的かつ一本化された支援 ・ 年齢性別不問 ・ 支援員が 付き添っての支援	短縮ダイヤル #8891 または 相談専用電話 026-235-7123	24時間（365日）	メール相談可能: rindou-heart@ pref.nagano.lg.jp （返事に時間を要す 場合あり）

※各機関それぞれ、電話相談等に通話料・通信料がかかる場合があります。

※青木村役場窓口でも相談を受け付けています。

第5次 青木村男女共同参画計画策定委員 名簿

機関・団体名	役職名	氏 名
教育委員会	教育委員	増田 千春
農業委員会	委員	濱田 こずえ
民生児童委員協議会	会長	北澤 久美子
民生児童委員協議会	主任児童委員	高田 玲子
女性団体連絡会	会長	深澤 のり子
人権擁護委員	委員	宮入 典子
商工会	工業部長	小林 修
商工会	女性部長	一之瀬 正子
高齢者クラブ連合会	会長	増田 久義
社会福祉協議会	会長	若林 喜信
区長会（～ R6.12）	会長	塩澤 清
区長会（R7.1 ～）	会長	増田 好孝
保育園保護者会	会長	北澤 美優
	計	13名

第5次 青木村男女共同参画計画

令和7年3月発行

青木村

〒386-1601 長野県小県郡青木村大字田沢111番地
TEL 0268-49-0111
<http://www.vill.aoki.nagano.jp/>

